

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、翌日)  
(当日が休日は、翌日)

## 目次

- ◇規 則 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「課長」を「課長 主査」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年三月一日から施行する。

## 企業管理規程

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十二年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

（鳥取県企業局組織規程の一部改正）

第一条 鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「局に次長を」を「局に次長又は主査を」に改める。

第六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 主査 上司の命を受け、特定の事項を処理する。

（鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正）

第二条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和三十九年三月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「課長」を「課長、主査」に改める。

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第三条 企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

## 五 企業業務従事職員の特種勤務手当

第十条の次に次の一条を加える。

(企業業務従事職員の特種勤務手当)

第十条の二 企業業務従事職員の特種勤務手当は、企業局に勤務する職員がその業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、月額二千二百円とする。

3 第一項の手当を支給するに当たっては、第七条第三項の規定を準用する。この場合において、「発電業務従事職員」とあるのは「企業業務従事職員」と読み替えるものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(企業業務従事職員の特種勤務手当に関する適用除外)

第十三条の二 第十条の二の規定は、第十一条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

別表第一及び別表第三中「課長」を「課長主査」に改める。

## 附 則

この条例中第一条及び第二条の規定及び第三条中別表第一及び別表第三の改正規定は昭和四十二年三月一日から、その他の改正規定は昭和四十二年四月一日から施行する。